

日弁連全国一斉

生活保護 110番

大阪弁護士会では、6月29日(木)・30日(金)に、「日弁連全国一斉生活保護110番」の電話相談を実施します！

例えば、こんな相談をお聞きします！

- ・持ち家に住んでいますが、生活保護は利用できますか？
- ・借金があると生活保護は利用できませんか？
- ・働ける人も生活保護を利用できますか？
- ・住所がなければ生活保護は利用できないのですか？
- ・現在、生活保護受給中ですが、なかなか就職先が見つかりません。保護を廃止されますか？

生活保護申請，又は受給中の悩み・疑問について，弁護士が相談に応じるほか、社会福祉関係者も一緒にご相談をお聞きします。

相談時間 2006(平成18)年6月29日(木)、6月30日(金)
いずれも午前10時～午後4時

相談電話番号 0120-47-6080(フリーダイヤル)

相談料 無料

電話相談の後に、必要があれば、生活保護申請等の代理も行います！

費用は有料ですが、法律扶助制度(一時的に費用を立て替え、毎月、少しずつ返していただく制度)が利用できる場合があります。詳しくは、電話相談時にお問い合わせください。

主催 大阪弁護士会 人権擁護委員会
同 消費者保護委員会
同 高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり」